

人事院規則一四一七（政治的行為）についての政府の認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年七月三日

藤末健三

参議院議長扇千景殿

C

•

人事院規則一四一七（政治的行為）についての政府の認識に関する質問主意書

国家公務員法第百二条（政治的行為の制限）に基づく人事院規則一四一七（政治的行為）において、「政治的目的の定義」及び「政治的行為の定義」は、国家公務員の政治活動及び政治活動などの直接的な行為を対象としており、国家公務員の政策的な行為、例えば、国家公務員が特定の政党のために政策立案などを行つた場合、それを対象としていない。英國では、政府の職員は、政府に所属しない国会議員及び政党に直接接觸することを禁じているが、我が国においても、今後、本格的な二大政党制が期待される中、国家公務員の政策的な中立性を確立すべきではないか。政府の認識を示されたい。

右質問する。

